

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 1 日

各都道府県婦人保護事業担当課 御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

事前申出期間後の親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱いについて

平素から、婦人保護事業に関する業務について、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。
今般、総務省より「事前申出期間後の親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱いについて」（令和 2 年 5 月 1 日付け総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室事務連絡）が別添のとおり発出され、配偶者やその他親族（以下単に「親族」という。）からの暴力や、性暴力被害、貧困その他の理由が複合的に重なる等して避難している事例（以下「親族からの暴力等を理由とした避難事例」という。）における特別定額給付金関係事務処理については、「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係事務処理について」（令和 2 年 4 月 22 日付け総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室事務連絡）、「婦人相談所一時保護所等における特別定額給付金関係事務処理について」（令和 2 年 4 月 24 日付け総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室事務連絡）、「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係事務処理の運用について」（令和 2 年 4 月 27 日付け総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室事務連絡）、「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係事務処理についての自治体向け Q & A について」（令和 2 年 4 月 27 日付け総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室事務連絡）によることとされていますが、今般、下記のとおり、事前申出期間を経過した後における親族からの暴力等を理由とした避難事例についての取扱いを再整理して改められましたので御連絡いたします（下線部が修正部分）。

については、各都道府県におかれましては、管内市町村（指定都市、中核市及び特別区を含む。）、婦人相談所等関係機関、一時保護委託契約施設及び国庫補助事業の実施を受託している民間支援団体等に周知していただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 申出対象となる事例

事前申出期間経過後における、申出対象となる事例は、次に掲げる事例であって、かつ、後述する「一定の要件」を満たすものとする。

- ① 基準日以前に発生した配偶者からの暴力を理由とした避難事例で、配偶者からの暴力を理由に避難している者が諸事情により基準日までに住民票を移すことができないもの
- ② 基準日以前に発生した親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの
- ③ 基準日の翌日以降に発生した親族からの暴力等を理由とした避難事例

2 申出者の満たすべき「一定の要件」

1 のとおり、申出者に対する給付金の支給市区町村を住民票所在市区町村から居住市区町村に変更するための要件は、次の①から③までに掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

- ① 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第 10 条に基づく保護命令（同条第 1 項第 1 号に基づく接近禁止命令又は同項第 2 号に基づく退去命令）が出されていること。
- ② 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」や、地方公共団体の判断により、配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所又は市区町村における担当部署（行政機関と連携して被害者支援業務を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）を含む。）が発行した確認書が発行されていること。
- ③ 基準日の翌日以降に住民票が居住市区町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年自治振第 150 号自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

ただし、①、②の要件を満たす旨を確認できる書類を申出時に確認できない場合は、支給申請時点で提出することとして差し支えない。また、③の要件については、申出日時点で、「支援措置申出書」が受理されていれば、支援措置の決定が済んでいない場合でも、給付金の申出を受け付けて差し支えない。

3 申出の取扱い

事前申出期間を経過した後の申出については、随時、遅滞なく事前申出期間内の事務処理に準じた市区町村間の連絡調整を行う。この場合は、住民票所在市区町村への申出の通知が随時となるが、申出が住民票所在市区町村に到達した時点で、申出者分の給付金を申請した配偶者等に申出者分の給付金の支給決定通知が行われていた場合であっても、居住市区町村は、申出者に対し、申出者（及び同伴者）分の給付金を支給する。一方、親族等（親族及び当該親族と同一世帯に属する者をいう。以下同じ。）に対し支給した申出者（及び同伴者）の分の給付金については返還を求めるものとする。

なお、別途お示しした給付金申請書において、給付申請の際、「世帯主以外の世帯員が、一定の事由により、特別定額給付金を受給していることが判明した場合には、返還をして

いただく」旨、申請者の同意を取っているが、重複して親族等に対し給付金を支給した場合は、当該事由に当たること。

4 その他

1～3のほか、事前申出期間を経過した後における親族からの暴力等を理由とした避難事例における事務処理は、「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係事務処理について」（令和2年4月22日付け総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室事務連絡）によること。